

令和8年度 京都市立大宅中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

<目的>

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものがある。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

従って、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響・その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止対策を行う。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月改訂）を受けて、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向・取組内容を策定するものである。

<基本理念>

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

・構成（職名又は校務分掌）

学校長、教頭、生徒指導部長、教務主任、補導主任、各学年主任、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー

・役割

【未然防止】

いじめ未然防止・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- いじめ（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）の情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録・共有を行う役割
- 上記に係る情報があった時には、情報の迅速な共有・アンケート調査や聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

【取組の検証等】

- 学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

・開催時期

月1回生徒指導部長が招集（*緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

・生徒・保護者への周知方法

ホームページ公表、保護者説明会（入学式等）、全校集会

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

・学習環境の整備

すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう、校内美化に努める。
特に学習教室は落ち着いて授業が受けられるよう環境美化に努める。
また、生徒とともに美化活動を行うなど、あらゆる場面で生徒との心通う関係づくりをする。

・授業改善

全ての生徒が理解でき、学ぶ喜びと楽しさを実感できる授業計画を立て、行う。
特に、言語活動の充実・コミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、全ての生徒に学習基盤の定着を図る。
その為に、日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し、効果的な学習形態を工夫することで全ての生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

・人権教育の充実

いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒に理解させる。生徒が人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

・道徳教育の充実

「道徳の時間」の指導により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。生徒の発達段階に応じて心を揺さぶる教材を使い、人としての気高さや心遣い・優しさなどに触れ、自分自身の生活や行動を省みて、いじめを抑止する。
いじめをしない・いじめを許さないという人間性豊かな心を育てる。
生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解・連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。

・生徒が主体的に行う活動や体験教育の充実

生徒が他者や社会・自然との直接的な関わりの中で自己と向き合い、生命に対する畏敬の念・感動する心・共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得することは、生徒の成長において大切である。福祉体験やボランティア体験・職業体験（チャレンジ体験）など、発達段階に応じた体験活動を展開し、教育活動に取り入れる。

・児童生徒同士の絆づくり

生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団行動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め、自己実現に繋げる指導を進める。

・生徒への啓発

「京都市こども未来会議のテーマやまとめ」を様々な機会を通して、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動・実践できる力を育てる。そのために生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるように指導する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

・日々の観察

教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
業間の休み時間や昼休み・放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、日常に生徒がいるところには、教職員がいることを目指す。
スクールカウンセラーや養護教諭などと連携し、相談しやすい環境づくりをする。

・観察の視点と情報共有

担任を中心に教職員は、生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
気になる言動を察知した場合、適切に指導を行い、人間関係の修復にあたるなど、生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応をする。また、これらの情報を対策委員会等で共有する。

・生徒に対する定期的な調査（教育相談、クラスマネジメントシートの実施）

日常生活の中での教職員の声掛けなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。定期的にクラスマネジメントシートを複数回実施し、生徒を多面的に観察・理解できるツールとして活用する。
また、教育相談の中で生徒の育ちや困りに傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。教職員と生徒の信頼関係の形成を意識する。

（3）いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けた時は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、いじめ防止対策推進法などを踏まえ、いじめの有無の確認について、被害生徒の支援や加害生徒への指導・周りの生徒の状況把握・教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携・保護者への連絡や対応などについて努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取り組みを進める。

・いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応 ※ 次頁の図を参照

- ① いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
当事者双方・周りの生徒から、個々に聴き取りを行い、記録する。
関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- ② 全教職員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、直ぐにいじめを止めさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
保護者には、事実確認により判明したいじめの事案に関する情報を適切に提供する。
- ④ いじめを受けた生徒が安心して登校できるように、保護者と連携し、場合によっては一定期間、別室などで学習を行わせることも考慮する。
スクールカウンセラーなどを活用し、心のケアを図る。
- ⑤ いじめの関係者間において争いが生じないように、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置をとる。
- ⑥ 生徒理解に関する研修・指導援助に関する研修を実施する。

・インターネットを通じて行なわれるいじめへの対応

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性・発信者の匿名性・その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室などを行う。
- ・教育委員会や警察と連携の上、「非行防止教室」を実施し、インターネットや携帯電話の利用について危険性は勿論のこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みを把握した場合は、適切な指導を行う。

・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

※ 図 いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

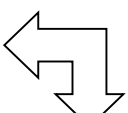
前提となる基本事項	
『学校いじめ防止等基本方針』	『いじめ対策委員会』
<input type="checkbox"/> 学校いじめ防止プログラムの策定	<input type="checkbox"/> 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
<input type="checkbox"/> 教職員、生徒、保護者、地域への周知	<input type="checkbox"/> 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
<input type="checkbox"/> 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善	<input type="checkbox"/> 生徒、保護者、地域への周知
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実） <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習環境の整備 ・ 道徳教育・人権教育の充実 ・ 児童生徒同士の絆づくり ・ 授業改善 ・ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実 	← 予防
--	------

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ。）の情報を把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報から ・ アンケート調査等の情報から 等 	← 見逃しのない観察
--	------------

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。		← 手遅れのない対応
【いじめ対策委員会で共有】 <ul style="list-style-type: none"> ● まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。 	【事実確認】 <ul style="list-style-type: none"> ● 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。 ● いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った生徒を個別で聴き取る。 ● 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。 ● 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。 	

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。 [認識の共有化・行動の一元化]		← 心の通った指導
---	--	-----------

【生徒への指導・支援】 <ul style="list-style-type: none"> ● いじめを受けた生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。 ● 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。 ● いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。 ● 周囲の生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。 	【保護者への連絡・家庭との連携】 <ul style="list-style-type: none"> ● 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。 	
【謝罪の場の設定】 <ul style="list-style-type: none"> ● いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。 ※事案内容によっては、この限りではない。 	【関係機関との連携】 <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。 	

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施	
【学校全体での継続的な指導・支援】 <ul style="list-style-type: none"> ● 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。 <ol style="list-style-type: none"> ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済） ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復） ※ 面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。 	

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

(4) 教職員の資質向上の取組

・内容

- 「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応などに対し、校内研修の充実を図る。
- 生徒指導体制の見直し、報告・連絡・相談の徹底を図る。
- 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに、観察視点の多角化に努める。
- 教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識向上を図る。
- 定期的に生徒観察の視点の点検を行ない教職員相互に補完をする。

・実施時期

日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。校内研修会などでいじめ防止対策に関する研修を実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携

ホームページ・学校だより・学年だより等で発信する。

学校運営委員会・PTA本部役員会・運営委員会・休日参観日の保護者会・地域生徒指導連絡協議会にて連絡発信する。

・保護者や地域の方への働きかけ

授業参観、保護者懇談会の開催、ホームページ・学校・学年便りなどの広報活動によるいじめ防止対策や対応についての啓発を行う。インターネットによるいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域・家庭との連携が必要である。特に、保護者が子供の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題も含めた生徒の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むように努める必要がある。

生徒のよりよい学びのために、学校が積極的に家庭・地域と連携して、学校が家庭・地域と一体となって地域ぐるみで生徒を育てる体制づくりを進めていく中で、いじめの防止等についても、対応を図っていくことが極めて重要である。また、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の生徒や大人と関わりを持つ機会を作ることも重要である。

(2) 関係機関との連携

いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。

これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

また、生徒の生命・身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を超える期間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、具体的な事案の態様から判断した上で、重大事態と捉え対応する。

(2) 重大事態が発覚した時の対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ・重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行なう。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。
ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見 積極的認知の取組	保護者等への 発信、関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム」 PDCA サイクルの確認 ◆校内研修会② 「気になる生徒の共有」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 ・いじめ対策委員の紹介 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め ・情報モラル教室【1～3年生】		・ホームページ公表 ・保護者説明会 (進路・教育課程・修学旅行) ・二者懇談会
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◇学年会 「情報の共有と組織的対応」	・憲法月間の講話 「いじめの問題」について ・小中連絡協議会 ・部活動保護者説明会 ・すばるマナー講習会【2年生】	・第1回クラスマネジメントシート、いじめアンケート、教育相談アンケートの実施、学年集約と共有	
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	・小中連絡協議会 ・生徒総会 ・非行防止教室【1年生】 ・職場体験【2年生】	・前期教育相談の実施 ・各種アンケート、教育相談の実施内容共有	

7	<p>いじめ対策委員会④ 「記名式アンケートの結果の共有と対策」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・補充学習 ・学年集会 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート ・三者懇談会
8	<p>いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 ◆小中合同研修会 ◆研修会「学校評価アンケートの結果の共有と考察」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討 	
9	<p>いじめ対策委員会⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭、体育祭に向けての取組 ・文化祭 ・小中連絡協議会 		
10	<p>いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 ・小中連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回クラスマネジメントシート、いじめアンケート、教育相談アンケートの実施、学年集約と共有 ・後期教育相談の実施（3年進路相談） 	
11	<p>いじめ対策委員会⑧ 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◇学年会 「情報の共有と組織的対応」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連絡協議会 ・情報モラル教室【3年生】 ・防煙教室【1年生】 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種アンケート、教育相談の実施内容共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路保護者会
12	<p>いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生部活動見学会 ・人権学習 ・薬物乱用防止教室【2年生】 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート ・三者懇談会②
1	<p>いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◆研修会「学校評価アンケートの結果の共有と考察」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連絡協議会 		<ul style="list-style-type: none"> ・新入生保護者説明会
2	<p>いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果から」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◇学年会 「情報の共有と組織的対応」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連絡協議会 		
3	<p>いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管 	